

大分県みかん園等検査条例施行規則をここに公布する。

平成三十年七月二十四日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第六十三号

### 大分県みかん園等検査条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県みかん園等検査条例（昭和四十二年大分県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条の規則で定めるかんきつ類)

第二条 条例第二条の規則で定めるかんきつ類は、ぼんかん、はるみ、紀州みかん、きんかんその他ミカンバエの産卵期である夏季において果皮の厚さがおおむね四ミリメートル以下のものとする。

(検査員証)

第三条 条例第五条の身分を示す証明書は、検査員証（別記様式）とする。

附 則

この規則は、平成三十年九月一日から施行する。

別記様式（第3条関係）

(表)

第 号	検 査 員 証
	所属 氏名
上記の者は、大分県みかん園等検査条例（昭和42年大分県条例第34号）第4条に規定する検査員であることを証明する。	
年 月 日	大分県知事 印

(裏)

大分県みかん園等検査条例（抜粋）

(検査)

第3条 知事は、ミカンバエが発生し、又は発生するおそれがあると認められる地域のうち区域（以下「検査区域」という。）を指定し、当該検査区域内のみかん園等におけるミカンバエの発生状況及びミカンバエの発生の可能性についての検査（以下「検査」という。）をすることができる。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、検査区域外のみかん園等においても検査をすることができる。

2 知事は、検査のため必要な最少量に限り、果実を無償で集取することができる。

(検査員)

第4条 検査は、県の職員で知事が任命したもの又は市町村の職員若しくは知識経験を有する者で知事が委嘱したもの（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

(証明書の携帯)

第5条 検査員は、検査を行う場合は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(罰則)

第10条 第3条第1項の検査を拒否した者及び第7条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。

備考 この用紙は、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。